

## 「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」運営方針

### 1 開催趣旨

本ワーキンググループ(以下「WG」という。)は、「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」(以下「懇談会」という。)の下に設置されるWGとして、今後の5Gの普及期に向けて、「5Gならでは」の携帯電話サービスを利用者に提供するためには、一定程度のインフラ整備が不可欠であることを踏まえ、6GHz帯以下の周波数帯域の基地局整備推進の方策、ミリ波などの高周波数帯の普及推進の在り方及び今後NSA方式からの切替えが想定されるSA方式の展望等について集中的な検討を行い、懇談会に報告することを目的として開催する。

### 2 名称

本WGは、「5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」と称する。

### 3 検討事項

次の事項に関する専門的検討を行う。

- (1) サブ6帯の整備の推進（目標設定やロードマップ作成等）
- (2) ミリ波帯の整備の推進（目標設定やロードマップ作成等）
- (3) SAの整備の推進（目標設定やロードマップ作成等）
- (4) その他必要な事項（基地局の強靭化等）

### 4 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 本WGには、主査を置く。
- (3) 主査は、懇談会座長が指名することとする。
- (4) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (5) 主査は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは、主査に代わって本WGを招集し、主宰する。
- (7) 主査は、更に検討を深めるため、必要に応じて、タスクフォースを開催することができる。
- (8) タスクフォースの構成員及び運営に必要な事項については、主査が定めるところによる。
- (9) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

### 5 議事の公開

- (1) 本WGは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本WGの会議で使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本WGの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。

### 6 庶務

本WGの庶務は、総合通信基盤局電波部移動通信課において行う。

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会  
5G普及のためのインフラ整備推進ワーキンググループ」  
構成員 一覧

(敬称略、主査及び主査代理を除き五十音順)

- (主査) 森川 博之 東京大学大学院工学系研究科 教授
- (主査代理) 石山 和志 東北大学電気通信研究所 教授
- 石田 幸枝 公益社団法人全国消費生活相談員協会 参与
- 落合 孝文 渥美坂井法律事務所  
外国法共同事業プロトタイプ政策研究所所長  
シニアパートナー弁護士
- クロサカ タツヤ 株式会社企 代表取締役
- 中島 美香 中央大学国際情報学部 准教授
- 巻嶋 國雄 東京都デジタルサービス局デジタルサービス推進部長
- 三澤 かおり 一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC)  
ICTリサーチ＆コンサルティング部  
シニア・リサーチディレクター

【オブザーバー】

株式会社 NTT ドコモ

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

内閣府規制改革推進室